

諮問（情）第 56 号

答 申

第 1 審査会の結論

国民健康保険料滞納整理事務取扱要領（以下「要領」という。）に係る公文書公開請求に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部公開決定により非公開とした部分のうち、要領 69 ページの第 5 章(10)③ア及びイの見出し部分は公開すべきであるが、残りの部分については非公開が妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯**1 公文書の公開請求**

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 1 月 17 日付けで、諮問庁に対し、要領（第 12 版 平成 28 年 8 月改訂。様式集は除く。以下「本件文書」という。）に関する公文書公開請求を行った。

2 諮問庁の決定

諮問庁は、本件請求に係る対象公文書として、本件文書を特定し、平成 29 年 1 月 31 日付けで一部公開決定（以下「当初決定」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、当初決定を不服として、平成 29 年 4 月 25 日、諮問庁に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、審査請求を行った。

4 諮問庁の変更決定及び非公開部分

諮問庁は、平成 29 年 7 月 4 日付けで、当初決定に係る決定内容の一部を変更する決定（以下「原決定」という。）を行った。

原決定において、非公開とされた部分は別紙のとおりである。

なお、上記 3 の審査請求については、原決定に対するものとして扱うこととした。

第 3 審査請求人の主張要旨**1 審査請求の趣旨**

原決定を取り消し、条例第 7 条第 5 号オの規定による非公開情報に該当することを

理由に非公開とした部分（以下「本件非公開部分」という。）を公開するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、原決定は違法不当であるというものである。

- (1) 諮問庁の非公開理由で述べられている対象者は、いわゆる「悪質滞納者」だと思われる。
- (2) 本件非公開部分が公開されなければ、札幌市の本件文書が国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）の規定を遵守していること及び札幌市における滞納処分が適法な手続により行われていることの検証ができないことは明白である。原決定は、行政運営における公正の確保と透明性の向上に反している。
- (3) 平成 16 年 6 月に、当時の要領は全部公開されており、以降、札幌市国民健康保険料の滞納整理事務の適正な遂行に著しい支障が生じたということはないため、原決定において、本件非公開部分を非公開とする理由はない。
- (4) 諮問庁は、弁明書において公開しない理由を縷々（るる）述べているが、審査請求人はその内容を知ることができないのであるから、当該箇所の弁明については考慮しないことを要請する。
- (5) 滞納処分の結果については、国税徴収法等の法令により適法性の検証が可能であるが、滞納処分に係る手続の適法性は、本件非公開部分が公開されなければ検証できない。憲法第 84 条の規定による租税法律主義に基づき、国民健康保険料の賦課、強制徴収等に関して地方自治体が作成した全ての文書は公開されなければならないので、原決定は憲法違反である。
- (6) 条例第 9 条の規定は、非公開情報を公開する裁量があるという規定であり、これを根拠として非公開とすることはできない。
- (7) 国税徴収法等は、要件、手続、制限等について全て明らかにしている。本件非公開部分を公開することにより、適正実施の遂行に著しい支障を及ぼす等という諮問庁の主張は、これらに照らして成立しない。
- (8) 憲法第 84 条に規定する租税法律主義は、法律、施行令、施行規則、さらに、通達、通知もその範囲に含む概念である。諮問庁は、憲法第 84 条は本件文書のような要領まで求めていると主張しているが、本件文書が窓口職員のマニュアルであり、行政事務として執行されるものである以上、透明化し、隠し事なく運営されなければならない。

第 4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「第 4 章 納付折衝事務」及び「第 7 章 滞納処分の停止」に記載されている情報は、札幌市国民健康保険料の納付折衝に係る具体的な手法等及び滞納処分の停止に係る要件等に関する情報であり、公開することにより、納付義務者が滞納整理における自らの状況を推察することが可能となる。これにより、納付義務者が財産処分等の対策を講じることにより滞納処分を不当に免れ、札幌市においても納付義務者の正確な事実を把握することが困難になる等、札幌市国民健康保険料の滞納整理事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことから、保護する必要性が高い情報であると認められる。
- (2) 「第 5 章 財産調査」及び「第 9 章 地区管理」に記載されている情報は、滞納整理における財産調査に係る具体的な手法等及び各区等で策定する滞納整理事務に係る計画に関する情報であり、公開することにより、納付義務者が、いつどのような調査や措置が行われるか等を知り、今後の対応等を予測することが可能となる。これにより、納付義務者が自らの財産を捕捉されないように資金の移動や財産処分等の対策を講じて、札幌市が納付義務者の正確な事実を把握することが困難になる等、札幌市国民健康保険料の滞納整理事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことから、保護する必要性が高い情報であると認められる。
- (3) 滞納処分の適法性は、当該滞納処分自体が国税徴収法等の法令に抵触しているか否かにより検証されるべきであり、本件非公開部分が公開されなければ、札幌市における滞納処分が適法な手続により行われていることの検証ができないものとはいえない。
- (4) 本件非公開部分は、条例第 9 条の反対解釈として、公益上特に必要があると認めるとき以外は公開してはならないこととなる。本件非公開部分は、公益上特に必要があるものとは認められないことから非公開が妥当である。
- (5) 平成 16 年 6 月時点での要領は、本件非公開部分を含んでおらず、その後の改訂によって、滞納整理事務に係る具体的な手法等を示す本件非公開部分が追加されたものである。

また、非公開情報の該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、公開請求があった都度判断する必要がある。
- (6) 憲法第 84 条の租税法律主義とは、課税の要件及び徴収の手続が、法律又は法律の定める条件により規定されることを必要とするものである。これにより、国民健

康保険料の賦課及び徴収は、国税徴収法等の法令の定めに従って行われているのであって、審査請求人のいうように、地方自治体が作成した要領等を含む全ての文書を公開することまで、同条が求めているものではないことは明らかである。

第5 審査会の判断

1 本件文書について

国民健康保険料滞納整理事務とは、納付義務が確定した国民健康保険料がその納期限までに納付されない状態を解消する事務の総称であり、「財源の確保」及び「公平性の確保」という目的を達成するために、これを徹底する必要がある。

上記の事務は、滞納が生じない環境作りをしていく「滞納の未然防止」と、滞納となった保険料を滞納解消に導く「滞納の解消」の大きく2つに分類される。

本件文書は、「滞納の未然防止」及び「滞納の解消」について基本的な取扱いを定めることにより、事務の適正かつ効率的な執行を図るために作成されたものであり、具体的な手法等が記載されている。

2 非公開情報該当性について

本件非公開部分について、審査請求人は条例第7条第5号オの非公開理由（以下「非公開理由」という。）に該当しないと主張し本件通知名の公開を求めているのに対し、諮問庁は非公開理由に該当すると主張していることから、その該当性の当否について検討する。

(1) 条例第7条第5号オの該当性について

ア 条例第7条第5号オは、「市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」のうち、「事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」は公開しないことを定めたものである。

イ 当審査会において本件文書を見分したところ、以下のことが確認できた。

(ア) 「第4章 納付折衝事務」及び「第7章 滞納処分の停止」について

当該部分には、札幌市国民健康保険料の納付折衝に係る具体的な手法等及び滞納処分の停止に係る要件等に関する情報が記載されていた。

当該情報を公開すると、納付義務者が滞納整理における自らの状況を推察することが可能となり、納付義務者が財産処分等の対策を講じて滞納処分を不当に免れ、札幌市においても納付義務者の正確な事実を把握することが困難になる等、札幌市国民健康保険料の滞納整理事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼ

すと認められる。

(イ) 「第5章 財産調査」及び「第9章 地区管理」について

当該部分には、滞納整理における財産調査に係る具体的な手法等及び各区等で策定する滞納整理事務に係る計画に関する情報が記載されていた。

当該情報を公開すると、納付義務者が、いつどのような調査や措置が行われるか等を知り、今後の対応等を予測することが可能となる。これにより、納付義務者が自らの財産を捕捉されないように資金の移動や財産処分等の対策を講じて、札幌市が納付義務者の正確な事実を把握することが困難になる等、札幌市国民健康保険料の滞納整理事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

しかしながら、本件非公開部分のうち、第5章(10)③ア及びイの見出し部分については、既に公開されている部分と同内容であり、非公開とする理由がない。

(ウ) まとめ

本件非公開部分（第5章(10)③ア及びイの見出し部分を除く。）については、条例第7条第5号オに該当することから、非公開が妥当である。

(2) その他

審査請求人及び諮問庁が主張している条例第9条は、「公文書に非公開情報が記録されている場合における公益上の理由による裁量的公開」を定めたものである。

本件非公開部分は、同条で規定する公益上特に必要があるものとは認められないことから、上記のとおり非公開が妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 7月 21日	諮問書、諮問庁の一部公開決定理由説明書等を受理
平成29年 7月 26日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請

平成29年 8月 14日	審査請求人の意見書を受理
平成29年 8月 17日	諮問庁に意見書を送付
平成29年 9月 4日 (第159回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
平成29年 10月 5日 (第160回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
平成29年 11月 10日 (第161回審査会)	審議
平成29年 11月 27日	答申

別紙

章	頁	非公開部分
第4章 納付折衝事務	50	3(8)⑧のア及びイに係る部分
	51	3(9)③の本文、ア及びイ並びにP51最下段の表に係る部分
	52	パターン1、イメージ図及び滞線分フロー図（再約束・パターン1）に係る部分
	53	パターン2に係る部分
	56	3(12)②の本文（枠内）及びアからキまでの部分
	57	3(12)③アの一部（4行目途中から7行目まで）に係る部分
	57・58	3(12)③イの本文、注釈（P57の16行目から24行目まで及びP58の1行目から5行目まで）、P57最下段の図並びにP58の例1から例4までに係る部分
	58	3(12)③ウの本文、不動産及び自動車並びにエに係る部分
	59	3(12)④の例に係る部分
第5章 財産調査	62・63	3(1)の本文に係る部分
	63	3(2)の①から③までに係る部分
	64	4の一部（5行目から9行目まで）
	64・65	5(2)③のア及びイに係る部分
	65	5(3)③の本文に係る部分
	66	5(4)③のアからウまで及び注釈に係る部分
	67	5(5)③のア及びイ並びに(6)③のア及びイに係る部分
	67・68	5(7)③のア及びイに係る部分
	68	5(8)③のア及びイ並びに(9)③のア及びイに係る部分
	69	5(10)③のア及びイに係る部分
	69・70	5(11)③のア及びイに係る部分
	70	5(12)③のア及びイに係る部分
	71	7(2)の本文（枠内も含む。）に係る部分

章	頁	非公開部分
第7章 滞納処分の停止	174	2(2)①のアからエまでに係る部分（ウの下の枠内も含む。）
	174・175	2(2)②のアからエまで、注釈及び無財産と生活困窮の違いの表に係る部分
	175	2(2)③のアからエまでに係る部分
	176	2(2)④のアからエまでに係る部分
	177	4(1)のア及びイに係る部分
	178	6(1)の本文に係る部分
	179	6(2)②のエ及びオに係る部分
第9章 地区管理	191	3行目下の図の部分（完納世帯を除く。）
	191・192	2(1)の③から⑤までの見出し並びに概要及び対応に係る部分
	193	3(1)①に係る部分
	194	表に係る部分
	195	3(1)②及び表に係る部分
	196	3(2)①に係る部分（ア及びウの表に係る部分を含む。）
	196・197	3(2)②に係る部分（ア及びウの表に係る部分を含む。）
	198	P198中段の枠内の7行目から11行目に係る部分
	201	5(1)①から③までの取消条件及び対応に係る部分
	201・202	5(2)①及び②の取消条件及び対応並びに②の例に係る部分